

防災ラベルで安全なマット製品の管理

防災豆知識



消防法施行令の関連事項について

「消防法施行令の一部を改正する政令の公布について」(昭和 53 年 12 月 4 日消防予第 225 号消防庁次長通達)

第 1 (1) 抜粋

第 1 防災に関する事項

(1) 最近の防災防火対象物等におけるじゅうたん等の使用状況にかんがみ、第一着火物となり燃焼の拡大の要因となる、じゅうたん等が新たに防災対象物として追加されたこと。このじゅうたん等とは、じゅうたん、毛せんその他の床敷物で自治省令で定めるものであり、具体的には次に示すようなものを予定していること。

ア:じゅうたん イ:毛せん ウ:ござ エ:人工芝 オ:合成樹脂製床シート(床にのり付けされ床そのものとなるものを除く。)

なお、畳、プラスチックタイル等のように床そのものであるもの、及び上記に掲げられる床敷物の類であってもおおむね 2 平方メートル以下の面積のものは、この改正法令にいうじゅうたん等には該当しないものであること。

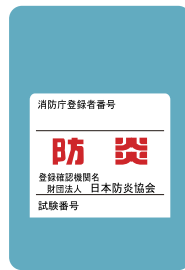
防災ラベルの形状 (参考例)

ミツシマ工業では条件に基づいて防災ラベルを製品または外箱に貼付しています。



防災ラベル (物品)

- オレンジ地に白抜きラベル。
- 製造メーカーの登録者番号記載。
- 2㎡以上の置き敷きマット等に必要。
- 完成品の裏面に貼付して出荷。



防災ラベル (材料)

- 薄青地に白抜きラベル。
- 製品の防災試験登録番号記載。
- チェッカー等、防災製品の流通に必要。
- 2㎡以上の製品出荷時、外箱に貼付。



防災ラベル (施工)

- 釘またはピン打ちプレート。
- 施工業者の登録者番号記載。
- 2㎡以上の防災製品施工に必要。
- 施工業者が施工後に貼付。

防災ラベルQ & A

ミツシマ工業では条件に基づいて防災ラベル (物品) を布マット製品に貼付しています。



布マットのハイロンマット 900mm × 1800mm のサイズを玄関に設置していますが、「防災ラベル」は必要ですか？



900mm × 1800mm のサイズは 1.62 ㎡になりますので不要です。2㎡以下は「消防法施行令」に該当しません。



更衣室の床にスノコのチェックチェッカーを敷き込む工事をするのですが「防災ラベル」は必要ですか？



施工箇所が 1 箇所に付き 2㎡を超える場合は【防災ラベル：施工】プレートを主要な出入口の製品表面または裏面に 1 箇所に付き 1 枚必要です。2㎡以下の場合は貼付義務はありません。



布マットのハイロンマット 900mm × 3000mm のサイズを玄関に設置していますが、「防災ラベル」は必要ですか？



900mm × 3000mm のサイズは 2.7㎡になりますので必要です。この場合は製品出荷時のマットの裏面に【防災ラベル：物品】が貼付してあります。

【防災ラベル：施工】

プレートの交付には施工業者様が最寄の「(財) 日本防災協会」へ申請が必要です。